

緊急事態宣言の期間延長に伴う市立学校等の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、内閣総理大臣から福岡県も対象地域に含めた緊急事態宣言の期間が延長された。これを踏まえ、北九州市長より市立学校等の臨時休業期間について延長を検討するよう求められた。

については、この要請も踏まえ、臨時休業期間の延長等を行うなど、以下のとおり対応を行うこととした。

1 臨時休業期間の延長

5月31日まで延長する。

2 延長を行う学校種

小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・高等専修学校・高等理容美容学校・幼稚園

3 臨時休業期間の延長に伴う措置

(1) 部活動の中止期間については、5月31日まで延長する。

(2) 学校の預かり期間については、5月29日まで延長する。

ただし、対象、預かり時間は以下のとおり。

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 対象 | 小学校（1年～3年及び放課後児童クラブを休業期間中利用している4年～6年、特別支援学級）・中学校（特別支援学級）・特別支援学校（全児童生徒） |
| 預かり時間 | 8：30～11：30 ※ただし、放課後児童クラブを利用する児童については、弁当持参の上、通常、放課後児童クラブ開所する時間まで、学校で預かる。 |

(3) 児童生徒の健康管理及び日常の生活、心のケア（別紙「北九州市子ども電話相談」の開設等）、学力・体力の維持については、休校の長期化に伴う様々な課題に対応するため、各学校において家庭への情報提供を適切に行うなど、児童生徒の支援体制を整える。

(4) 登校日については、市内における新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、学年等を分けて、分散登校を行う日を設けるなど、段階的な教育活動を実施することを検討する。

「北九州市子ども電話相談」の開設について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市立の全学校は長期休業となっており、児童生徒が悩みや不安をいつでも気軽に相談できるよう、下記のとおり、スクールカウンセラーが相談に応じる「北九州市子ども電話相談」を開設することとし、児童生徒の悩みや不安の解消を図ることとしました。

記

1 実施期間

令和2年5月8日（金）～令和2年5月29日（金）
（土、日、祝日を除く平日）

2 相談受付時間

17:00～20:00

3 相談体制

相談員（スクールカウンセラー）2名を配置

4 相談方法

相談者が直接、下記の相談ダイヤルに電話し相談する。

| 相談日 | 電話番号 |
|---------|---------------|
| 月、水、金曜日 | 080-2756-5607 |
| | 090-1081-4180 |
| 火、木曜日 | 090-8669-3610 |
| | 090-3071-9180 |